国家戦略特別区域法第8条第3項及び第4項に基づく公表及び申出について

平成 26 年 10 月 14 日 東京圏国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。)第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、東京圏国家戦略特別区域に係る区域計画(同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。)に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

- 1. 都市再生・まちづくり分野
- (1) 都市計画法等の特例

(国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略民間都市再生事業等)

- 三菱地所株式会社
- 三井不動産株式会社
- 東京建物株式会社
- · 東日本旅客鉄道株式会社
- 東急不動産株式会社
- 鹿島建設株式会社
- ・森ビル株式会社
- ・森トラスト株式会社
- 住友不動産株式会社
- 大田区等
- 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合
- (2) エリアマネジメントに係る道路法の特例(国家戦略道路占有事業)
 - ・一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等

2. 医療分野

- (1) 保険外併用療養に関する特例
 - · 慶應義塾大学病院(東京都新宿区)
- (2) 病床規制に係る医療法の特例(国家戦略特別区域高度医療提供事業)
 - ・公益財団法人がん研究会(東京都江東区)
 - ・医療法人社団滉志会 瀬田クリニックグループ (東京都千代田区)
 - · 医療法人社団葵会 (東京都千代田区)
 - ·公立大学法人横浜市立大学(神奈川県横浜市)
- (3) 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
 - · 聖路加国際病院(東京都中央区)
 - ・公益財団法人がん研究会(東京都江東区)
 - ・医療法人社団滉志会 瀬田クリニックグループ (東京都千代田区)
 - 医療法人社団葵会(東京都千代田区)
 - 学校法人国際医療福祉大学(栃木県大田原市)

|Ⅱ. 法第8条第4項の規定に基づく申出(以下単に「申出」という。)の手続|

1. 申出をすることができる事業者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・東京圏国家戦略特別区域内において、上記の I. に掲げる特定事業を実施しようとする者であって、当該特定事業の熟度が高く、区域計画認定後速やかに事業を開始できる者であること。
- ・当該特定事業が、東京圏国家戦略特別区域について定められた区域方針(法第6条第1項に規定する区域方針をいう。)に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものであること。
- ・当該特定事業が、特定事業ごとに法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。
- ※ 医療分野における「保険外併用療養に関する特例」については、臨床研究中核病院等と同水準であることが必要ですが、現在、その基準が定まっていないため、 既に臨床研究中核病院又は早期・探索的臨床試験拠点に指定されている医療機関 以外の医療機関については、構成員としての選定を保留しており、今回も同様の 取扱いとなります。

また、都市再生・まちづくり分野における「旅館業法の特例(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)」については、区域計画に当該特定事業の実施主体として特定の者を定めず、区域計画の認定後に、当該特定事業を行おうとする者は、都県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の認定を受けることで実施できるものであり、今回の申出の対象ではございません。

2. 申出方法

(1)提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則(平成 26 年内閣府令第 20 号) 第 6 条の規定に基づき、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款(法人である場合に限る。)及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの その他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

(2) 提出期限

平成 26 年 10 月 27 日 (月) 17 時までに必着とします。

(3)提出先

内閣府 地域活性化推進室内 東京圏区域会議担当

(住所) 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 - 1 1 - 3 9 永田町合同庁舎 6 階 (電子メール) i.kokkatoc@cas.go.jp

(4)提出方法

郵送又は持参にて、提出書類を上記の(3)提出先へご提出ください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「東京圏申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

「別記様式」は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。

(両面印刷は避けてください。)

(5) その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。

・内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと東京圏国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該届出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか判断します。 そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、 場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありま すので、予めご了承願います。

【連絡先】 ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地域活性化推進室内 東京圏区域会議担当

担当:上丸・奥村・堀・塩畑

(電話) 03-5510-2462 (メールアドレス) i.kokkatoc@cas.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	都市再生・まちづくりに係る各種特例	別添 1
	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第 17 条〕	別添 2
医療	保険外併用療養の拡充〔検討方針 1.(3)〕	別添 3
	病床規制に係る医療法の特例〔法第 14 条〕	別添 4
	二国間協定に基づく外国医師の業務解禁	別添 5
	〔検討方針 1.(1)〕	

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

検討方針:国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針

(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)

※ 別添1~5の各シートにおいて記載する要件は、各特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、一般に、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。

都市再生・まちづくりに係る各種特例

(1) 特別用途地区に係る建築基準法の特例(国家戦略建築物整備事業)[法第 15 条関係]

- ①事業を実施しようとする場所が国家戦略特別区域内の特別用途地区内にあること。
- ②建築基準法第49条第2項の規定に基づく条例による同法第48条第1項から第12項までの規定による制限の緩和の適用を受けて、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
- (2) 容積率に係る建築基準法の特例(国家戦略住宅整備事業)[法第 16 条関係] 【要件】
- ①事業を実施しようとする場所が国家戦略特別区域内の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域(高度住居誘導地区を除く。) 又は商業地域内にあること。
- ②建築基準法第52条第1項の規定による制限の緩和を受けて、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
- (3) 土地区画整理法の特例(国家戦略土地区画整理事業) [法第 20 条関係] 【要件】
- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おう とする土地区画整理事業であること。
- ③実施主体が法第20条第1項の表の上欄に定める者(都道府県又は市町村を除く。)であること。
- ④事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。

(4) 都市計画の決定・変更に係る都市計画法の特例(国家戦略都市計画建築物等整備 事業)[法第 21 条関係]

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な 建築物その他の施設を整備する事業であって、都市計画の決定又は変更により可能 となるものを行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
- (5) 開発許可に係る都市計画法の特例(国家戦略開発事業)[法第 22 条関係] 【要件】
- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる開発行為であって、都市計画法第 29 条第 1 項の許可が必要となるものを行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
- (6) 都市計画事業に係る都市計画法の特例(国家戦略都市計画施設整備事業)[法第 23条関係]

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画施設の整備に関する事業であって、都市計画法第59条第1項から第4項までの認可又は承認が必要となるものを行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
 - (7) 都市再開発法の特例(国家戦略市街地再開発事業)[法第 24 条関係] 【要件】
- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おう とする市街地再開発事業であること。

- ③実施主体が法第 24 条第 1 項の表の上欄に定める者(地方公共団体を除く。)であること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
- (8) 都市再生特別措置法の特例(国家戦略民間都市再生事業) [法第 25 条関係] 【要件】
- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おうとする都市再生事業(都市再生特別措置法第20条第1項に規定する都市再生事業であって、民間都市再生事業計画が作成されているもの)であること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。

(別添2)

エリアマネジメントに係る道路法の特例(国家戦略道路占用事業) [法第 17 条関係]

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第5条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第17条第1項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること

(別添3)

保険外併用療養の拡充

〔検討方針 1.(3)〕

- ①国家戦略特別区域内にある病院であること。
- ②臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点であること。
- ③医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のものの保険外 併用療養を行おうとするものであること。

(別添4)

病床規制に係る医療法の特例(国家戦略特別区域高度医療提供事業) [法第 14 条関係]

- ①国家戦略特別区域内の病院又は診療所で行うものであること。
- ②世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供しようとするものであること。

(別添5)

国際医療拠点における外国医師の診察の業務解禁

〔検討方針 1.(1)〕

- ①国家戦略特別区域内にある病院又は診療所であること。
- ②外国医師を受け入れ、当該外国医師により外国人一般に対して診療を行わせるため、 二国間協定の締結又は変更を求めようとするものであること。